

西都市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります。

※ 現在、指定を受けている工事事業者のみなさまも**更新が必要**です。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が無期限から**5年間**となります。
※現在、西都市で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行の前日から1年: <u>2020年9月29日まで</u>
H11.4.1～H15.3.31	〃 2年: <u>2021年9月29日まで</u>
H15.4.1～H19.3.31	〃 3年: <u>2022年9月29日まで</u>
H19.4.1～H25.3.31	〃 4年: <u>2023年9月29日まで</u>
H25.4.1～H31.9.30	〃 5年: <u>2024年9月29日まで</u>

●指定更新の要件は**水道法第25条の2(指定の申請)**に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠落要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせは

西都市上下水道課 水道工務係 TEL: 0983-43-1326